

令和8年6月2日 招集

令和8年第2回 宇城市議会定例会議案

熊本県宇城市

令和8年第2回宇城市議会定例会 提出議案目録（令和8年6月2日）

区分	番号	案件名	内容	根拠法令	主管課	頁
報告	報告第9号	専決処分の報告について (専決第12号)	豊福小学校校舎棟改築工事の工事請負契約の変更契約の締結 【今回変更増額】 18,556,035円 【現請負金額】 3,123,990,000円 【変更請負金額】 3,142,546,035円	地方自治法第180条第2項	教育部 学校施設課	P.9 ～ P.10
報告	報告第10号	専決処分の報告について (専決第13号)	松橋中学校校舎等解体工事(2期)の工事請負契約の変更契約の締結 【今回変更増額】 12,410,040円 【現請負金額】 350,350,000円 【変更請負金額】 362,760,040円	地方自治法第180条第2項	教育部 学校施設課	P.11 ～ P.12
報告	報告第11号	令和7年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について	翌年度遞次繰越額 1,034,424,000円	地方自治法施行令第145条第1項	総務部 財政課	P.13 ～ P.14
報告	報告第12号	令和7年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	翌年度繰越額 6,951,004,000円	地方自治法施行令第146条第2項	総務部 財政課	P.15 ～ P.22
報告	報告第13号	令和7年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	翌年度繰越額 93,310,422円	地方自治法施行令第150条第3項	総務部 財政課	P.23 ～ P.24
報告	報告第14号	令和7年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	翌年度繰越額 建設改良費繰越 126,005,000円	地方公営企業法第26条第3項	上下水道局 上下水道課	P.25 ～ P.26
報告	報告第15号	令和7年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について	令和7年度宇城市土地開発公社経営状況の報告	地方自治法第243条の3第2項 地方自治法施行令第173条の5第1項	企画振興部 地域振興課	P.27 別冊

区分	番号	案件名	内 容	根拠法令	主管課	頁
予算	議案第31号	令和8年度宇城市公共用地先行取得事業特別会計予算	歳入歳出予算総額 403,038千円 地方債の設定	地方自治法第96条第1項第2号	土木部 宇土三角道路推進室	別冊
予算	議案第32号	令和8年度宇城市一般会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の補正 今回補正額 253,490千円 補正後の額 40,904,350千円 債務負担行為の補正 地方債の補正	地方自治法第96条第1項第2号	総務部 財政課	別冊
予算	議案第33号	令和8年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の補正 今回補正額 2,424千円 補正後の額 7,440,212千円	地方自治法第96条第1項第2号	保健衛生部 医療保険課	別冊
予算	議案第34号	令和8年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の補正 今回補正額 1,148千円 補正後の額 6,734,209千円	地方自治法第96条第1項第2号	福祉部 高齢介護課	別冊
予算	議案第35号	令和8年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の補正 補正後の額 22,246千円	地方自治法第96条第1項第2号	教育部 教育総務課	別冊
予算	議案第36号	令和8年度宇城市水道事業会計補正予算(第1号)	債務負担行為の補正	地方自治法第96条第1項第2号	上下水道局 上下水道課	別冊
条例	議案第37号	宇城市キャリアアップ支援施設条例の制定について	1 趣旨 市民の就業機会の拡大、デジタルスキルの向上及び地域産業の担い手の育成を図ることを目的とし、イオンモール宇城にキャリアアップ支援施設を設置するに当たり、条例を制定するもの 2 要点 市民の就業機会の拡大、デジタルスキルの向上及び地域産業の担い手育成を図る。 3 施行期日 公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日	地方自治法第96条第1項第1号	企画振興部 企画課	P. 28 ～ P. 32

区分	番号	案件名	内容	根拠法令	主管課	頁
条例	議案第38号	宇城市公共用地先行取得事業特別会計条例の制定について	<p>1 趣旨 国に代わり一般国道57号宇土三角道路に係る用地先行取得事業を実施することに伴い、経理を明確にするため特別会計を設ける必要性があることから、条例を制定するもの</p> <p>2 要点 宇城市公共用地先行取得事業特別会計を設置し、その歳入・歳出について規定</p> <p>3 施行の日 公布の日</p>	地方自治法第96条第1項第1号	土木部 宇土三角道路推進室	P. 33
条例	議案第39号	宇城市公共用地先行取得基金条例の制定について	<p>1 趣旨 国に代わり実施する一般国道57号宇土三角道路に係る用地先行取得事業の円滑な執行を図るため、基金を創設する必要性があることから、条例を制定するもの</p> <p>2 要点 基金の管理運用について規定</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	地方自治法第96条第1項第1号	土木部 宇土三角道路推進室	P. 34 ～ P. 35
条例	議案第40号	宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について	<p>1 趣旨 企業誘致及び地域が抱える課題解決のために対象産業及び補助要件を見直すことに伴い、条例を改正するもの</p> <p>2 要点 (1) 対象産業の拡大 (2) 補助要件の見直し</p> <p>3 施行期日 令和8年7月1日</p>	地方自治法第96条第1項第1号	企画振興部 地域振興課	P. 36 ～ P. 37
条例	議案第41号	宇城市文化財保護条例及び宇城市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について	<p>1 趣旨 条文の規定見直しに伴い、条例を改正するもの</p> <p>2 要点 条例において引用する法律の条項の整理</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	地方自治法第96条第1項第1号	教育部 文化スポーツ課	P. 38

区分	番号	案件名	内容	根拠法令	主管課	頁
その他	議案第42号	権利の放棄について	損害賠償金滞納繰越分の債権について、徴収見込みがないため（不納欠損処分）	地方自治法第96条第1項第10号	保健衛生部 衛生環境課	P. 39
その他	議案第43号	宇城市土地開発公社の解散について	宇城市土地開発公社を解散することについて、議会の議決を求めるもの	公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項	企画振興部 地域振興課	P. 40
同意	同意第10号	監査委員の選任について (河野真理氏)	市議会選任の委員の任期が令和8年4月30日をもって満了となったことに伴う議会の選任同意 1 住所 熊本県宇城市松橋町 2 氏名 河野 真理 3 年齢 満52歳	地方自治法第196条第1項	総務部 総務課	P. 41
同意	同意第11号	固定資産評価員の選任について (田尻勇樹氏)	令和8年4月1日付け人事異動に伴う議会の選任同意 1 住所 熊本県宇城市不知火町 2 氏名 田尻 勇樹 3 年齢 満46歳	地方税法第404条第2項	総務部 総務課	P. 42
同意	同意第12号	農業委員会委員の任命について (河野公明氏)	現委員が令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴う議会の任命同意 1 住所 熊本県宇城市松橋町 2 氏名 河野 公明 3 年齢 満63歳	農業委員会等に関する法律第8条第1項	総務部 総務課	P. 43
同意	同意第13号	農業委員会委員の任命について (森田加代子氏)	現委員が令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴う議会の任命同意 1 住所 熊本県宇城市小川町 2 氏名 森田 加代子 3 年齢 満74歳	農業委員会等に関する法律第8条第1項	総務部 総務課	P. 44
同意	同意第14号	農業委員会委員の任命について (春野こずえ氏)	現委員が令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴う議会の任命同意 1 住所 熊本県宇城市松橋町 2 氏名 春野 こずえ 3 年齢 満70歳	農業委員会等に関する法律第8条第1項	総務部 総務課	P. 45

区分	番号	案件名	内容	根拠法令	主管課	頁
同意	同意第15号	農業委員会委員の任命について (森田満氏)	現委員が令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴う議会の任命同意 1 住所 熊本県宇城市不知火町 2 氏名 森田 満 3 年齢 満61歳	農業委員会等に関する法律第8条第1項	総務部 総務課	P. 46
同意	同意第16号	農業委員会委員の任命について (楠田秋彦氏)	現委員が令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴う議会の任命同意 1 住所 熊本県宇城市不知火町 2 氏名 楠田 秋彦 3 年齢 満64歳	農業委員会等に関する法律第8条第1項	総務部 総務課	P. 47
同意	同意第17号	農業委員会委員の任命について (中田修氏)	現委員が令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴う議会の任命同意 1 住所 熊本県宇城市三角町 2 氏名 中田 修 3 年齢 満59歳	農業委員会等に関する法律第8条第1項	総務部 総務課	P. 48
同意	同意第18号	農業委員会委員の任命について (宮本文子氏)	現委員が令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴う議会の任命同意 1 住所 熊本県宇城市不知火町 2 氏名 宮本 文子 3 年齢 満68歳	農業委員会等に関する法律第8条第1項	総務部 総務課	P. 49
同意	同意第19号	農業委員会委員の任命について (山田哲郎氏)	現委員が令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴う議会の任命同意 1 住所 熊本県宇城市松橋町 2 氏名 山田 哲郎 3 年齢 満56歳	農業委員会等に関する法律第8条第1項	総務部 総務課	P. 50
同意	同意第20号	農業委員会委員の任命について (岩田猛氏)	現委員が令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴う議会の任命同意 1 住所 熊本県宇城市小川町 2 氏名 岩田 猛 3 年齢 満68歳	農業委員会等に関する法律第8条第1項	総務部 総務課	P. 51
同意	同意第21号	農業委員会委員の任命について (藤本正剛氏)	現委員が令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴う議会の任命同意 1 住所 熊本県宇城市豊野町 2 氏名 藤本 正剛 3 年齢 満67歳	農業委員会等に関する法律第8条第1項	総務部 総務課	P. 52

区分	番号	案件名	内容	根拠法令	主管課	頁
同意	同意第22号	農業委員会委員の任命について (杉田雅宏氏)	現委員が令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴う議会の任命同意 1 住所 熊本県宇城市豊野町 2 氏名 杉田 雅宏 3 年齢 満63歳	農業委員会等に関する法律第8条第1項	総務部 総務課	P. 53
同意	同意第23号	農業委員会委員の任命について (河田克志氏)	現委員が令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴う議会の任命同意 1 住所 熊本県宇城市小川町 2 氏名 河田 克志 3 年齢 満49歳	農業委員会等に関する法律第8条第1項	総務部 総務課	P. 54
同意	同意第24号	農業委員会委員の任命について (五嶋一精氏)	現委員が令和8年7月19日をもって任期満了となることに伴う議会の任命同意 1 住所 熊本県宇城市三角町 2 氏名 五嶋 一精 3 年齢 満59歳	農業委員会等に関する法律第8条第1項	総務部 総務課	P. 55
諮問	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	現委員の令和8年9月30日任期満了に伴う法務大臣への推薦諮問 1 住所 熊本県宇城市小川町 2 氏名 瀧本 法仁 3 年齢 満65歳	人権擁護委員法第6条第3項	総務部 人権啓発課	P. 56

報告第9号

専決処分の報告について

宇城市長の専決事項の指定について（平成30年議決）で指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり市長において専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

内 容	変更金額（円）
豊福小学校校舎棟改築工事の工事請負契約の変更契約の締結	【今回変更増額】 18,556,035 【現請負金額】 3,123,990,000 【変更請負金額】 3,142,546,035

専決第12号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分とする。

令和8年4月28日専決

宇城市長 末松 直洋

市は、令和7年9月16日付けの議会の議決を経て締結した工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

- 1 工 事 名 豊福小学校校舎棟改築工事
- 2 今回変更増額 18,556,035円（税込）
現請負金額 3,123,990,000円（税込）
変更請負金額 3,142,546,035円（税込）
- 3 契約の相手方 住 所 熊本県熊本市中央区大江4丁目13番20号
商号又は名称 小竹・高橋・いさお特定建設工事共同企業体
代表者氏名 株式会社 小竹組
代表取締役 江越 征記

報告第10号

専決処分の報告について

宇城市長の専決事項の指定について（平成30年議決）で指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり市長において専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

内 容	変更金額（円）
松橋中学校校舎等解体工事（2期）の工事 請負契約の変更契約の締結	【今回変更増額】 12,410,040
	【現請負金額】 350,350,000
	【変更請負金額】 362,760,040

専決第13号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分とする。

令和8年5月7日専決

宇城市長 末松 直洋

市は、令和7年9月16日付けの議会の議決を経て締結した工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

- 1 工 事 名 松橋中学校校舎等解体工事（2期）
- 2 今回変更増額 12,410,040円（税込）
現請負金額 350,350,000円（税込）
変更請負金額 362,760,040円（税込）
- 3 契約の相手方 住 所 熊本県宇城市松橋町両仲間272番地の1
商号又は名称 株式会社 日置組
代表者氏名 代表取締役 岡本 和久

報告第11号

令和7年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和7年度宇城市一般会計継続費について、次のとおり繰越計算書を調製し議会に報告する。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

令和7年度宇城市一般会計継続費繰越計算書
別紙のとおり

（提案理由）

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和7年度宇城市一般会計継続費について、繰越計算書を調製したので、議会に報告する。

令和7年度 宇城市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費 予算現額		支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	繰越金	左の財源内訳		
				予算 計上額	前年度 繰越額					計	国県支出金	特定財源 地方債
9	2	豊福小学校校舎建替事業	3,806,700,000	761,340,000	1,522,680,000	1,249,596,000	1,034,424,000	1,034,424,000	139,000	92,085,000	942,200,000	0
	計		3,806,700,000	761,340,000	1,522,680,000	1,249,596,000	1,034,424,000	1,034,424,000	139,000	92,085,000	942,200,000	0

報告第12号

令和7年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度宇城市一般会計繰越明許費について、次のとおり繰越計算書を調製し議会に報告する。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

令和7年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書
別紙のとおり

（提案理由）

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度宇城市一般会計繰越明許費について、繰越計算書を調製したので、議会に報告する。

令和7年度 宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	子育て世帯定住促進事業補助金	2,000,000	1,000,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	225,000 775,000
2 総務費	1 総務管理費	就労支援施設整備事業負担金（*）	40,000,000	40,000,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	20,000,000 20,000,000
2 総務費	1 総務管理費	ため池防災工事計画策定等業務委託	13,300,000	13,300,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	13,300,000
2 総務費	1 総務管理費	萩尾ため池公園トイレ設置業務委託	29,000,000	29,000,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	13,619,000 15,381,000
2 総務費	1 総務管理費	再建住宅改修工事	35,139,000	19,000,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	19,000,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム等改修業務委託	7,263,000	6,053,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	6,052,000 1,000
2 総務費	4 選挙費	市議会議員一般選挙費	14,286,000	12,836,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	12,836,000
3 民生費	3 老人福祉費	介護基盤緊急整備特別対策事業補助金	2,000,000	942,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	942,000
3 民生費	3 老人福祉費	地域介護・福祉空間整備等補助金	8,580,000	8,580,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	8,580,000
3 民生費	4 児童福祉費	保育所等物価高騰対策支援事業補助金（*）	4,488,000	4,488,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	4,488,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
3	4 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	180,215,000	5,445,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	5,445,000	0
3	6 生活保護費	生活保護システム改修業務委託	770,000	0	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債		0
3	8 災害救助費	被災者住宅応急修理支援事業	26,547,000	6,270,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	6,270,000	0
4	1 保健衛生費	保健福祉センター中規模改修事業	365,307,000	236,519,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	212,800,000	23,719,000
4	3 清掃費	災害廃棄物処理事業費	35,278,000	35,278,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	17,639,000	17,639,000
4	3 清掃費	農産廃棄物処理施設解体工事設計業務委託	12,947,000	12,947,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	12,900,000	47,000
5	1 農業費	鳥島ため池ほか1か所改修工事	200,000,000	200,000,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	200,000,000	0
5	1 農業費	新基本計画実装・農業構造転換支援事業等補助金	198,501,000	198,501,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	190,561,000	7,940,000
5	1 農業費	中山間地域所得確保推進事業補助金	10,000,000	10,000,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	10,000,000	0
5	1 農業費	農地利用効率化等支援事業補助金	191,665,000	171,645,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	123,503,000	48,142,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
5	農林水産業費	担い手確保・経営強化支援事業補助金 (*)	39,031,000	0	国 その他 地方債	国 その他 地方債	0
5	農林水産業費	昼表経糸価格高騰対策支援事業補助金 (*)	3,600,000	3,600,000	国 その他 地方債	国 その他 地方債	0
5	農林水産業費	農林水産業燃料等高騰対策支援事業(*)	167,313,000	167,313,000	国 その他 地方債	国 その他 地方債	0
5	農林水産業費	農業用施設移転補償工事	3,300,000	0	国 その他 地方債	国 その他 地方債	0
5	農林水産業費	ため池ハザードマップ作成業務委託	10,100,000	10,100,000	国 その他 地方債	国 その他 地方債	0
5	農林水産業費	排水機場維持管理適正化工事	103,404,000	103,404,000	国 その他 地方債	国 その他 地方債	10,450,000
5	農林水産業費	治山施設災害防止対策工事	71,000,000	45,000,000	国 その他 地方債	国 その他 地方債	9,168,000
5	農林水産業費	海岸メンテナンス工事	17,600,000	17,600,000	国 その他 地方債	国 その他 地方債	0
5	農林水産業費	海岸メンテナンス工事(*)	22,000,000	22,000,000	国 その他 地方債	国 その他 地方債	2,000,000
6	商工費	物価高騰対応LPGガス使用世帯支援事業補助金(*)	65,124,000	65,124,000	国 その他 地方債	国 その他 地方債	0

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
6	1 商工費	中小企業等物価高騰対策事業(*)	96,722,000	96,722,000	国 96,722,000	国 96,722,000	0
6	1 商工費	農林水産物直売交流施設改修工事実施設計業務委託(*)	21,197,000	21,197,000	国 21,197,000	国 10,598,000 その他 10,599,000 地方債	0
6	1 商工費	物価高騰対策商品券事業(*)	625,152,000	625,152,000	国 625,152,000	国 457,489,000 その他 地方債	167,663,000
7	1 土木管理費	所有者不明土地管理申立裁判所予納金	1,700,000	1,690,000	国 1,690,000	国 1,690,000	1,690,000
7	2 道路橋りょう費	道路維持補助事業(*)	59,400,000	59,400,000	国 59,400,000	国 28,080,000 その他 25,900,000 地方債	5,420,000
7	2 道路橋りょう費	道路新設改良補助事業	179,009,000	177,701,000	国 177,701,000	国 82,033,000 その他 57,000,000 地方債	38,668,000
7	2 道路橋りょう費	道路新設改良補助事業(*)	227,000,000	227,000,000	国 227,000,000	国 122,200,000 その他 97,800,000 地方債	7,000,000
7	2 道路橋りょう費	道路維持単独事業	70,000,000	70,000,000	国 70,000,000	国 69,600,000 その他 地方債	400,000
7	2 道路橋りょう費	道路新設改良単独事業	1,500,000	1,500,000	国 1,500,000	国 1,500,000	1,500,000
7	3 河川費	河川維持単独事業	24,000,000	0	国 24,000,000	国 0 その他 地方債	0

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
7	3 土木費	河川改良単独事業	88,600,000	30,640,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	40,000
7	5 都市計画費	都市空間情報デジタル基盤構築支援業務委託	10,001,000	0	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	0
7	5 都市計画費	立地適正化計画策定業務委託	5,000,000	4,620,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	4,620,000
7	5 都市計画費	下水道事業会計農業集落排水事業出資金	21,300,000	21,300,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	0
7	5 都市計画費	小川駅周辺開発基本設計業務委託	9,400,000	8,378,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	0
7	5 都市計画費	岡岳公園ローラーすべり台更新工事	73,600,000	71,840,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	5,940,000
7	6 住宅費	築切団地長寿命化修繕計画改修工事	68,128,000	67,267,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	0
7	6 住宅費	市営住宅解体工事	47,400,000	39,000,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	0
7	7 防災対策事業費	土砂災害危険住宅移転促進事業補助金	3,000,000	0	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	0
8	1 消防費	消防積載車購入事業	55,654,000	55,654,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債	354,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
8	1 消防費	消防積載車格納庫工事設計業務委託	1,216,000	1,100,000	国 国 地方債	国 その他 地方債	1,100,000	0
9	2 小学校費	小学校屋内運動場空調整備事業	597,337,000	597,337,000	国 国 地方債	国 その他 地方債	597,300,000	37,000
9	2 小学校費	豊川小学校屋上防水改修事業	41,763,000	0	国 国 地方債	国 その他 地方債		0
9	2 小学校費	小野部田小学校多目的室改修事業(*)	9,720,000	9,444,000	国 国 地方債	国 その他 地方債	2,917,000	827,000
9	2 小学校費	当尾小学校多目的室空調整備事業(*)	21,321,000	21,321,000	国 国 地方債	国 その他 地方債	1,659,000	169,000
9	2 小学校費	小学校屋内運動場空調整備事業(*)	141,745,000	141,745,000	国 国 地方債	国 その他 地方債	53,621,000	124,000
9	2 小学校費	当尾小学校バリアフリー改修事業(*)	157,226,000	157,197,000	国 国 地方債	国 その他 地方債	37,769,000	128,000
9	3 中学校費	松橋中学校旧校舎等解体工事	413,233,000	271,135,000	国 国 地方債	国 その他 地方債	119,300,000	18,862,000
9	3 中学校費	中学校屋内運動場空調整備事業	560,857,000	454,157,000	国 国 地方債	国 その他 地方債	56,560,000	24,557,000
9	6 保健体育費	農業者トレーニングセンター中規模改修事業	235,000,000	154,920,000	国 国 地方債	国 その他 地方債	47,840,000	26,420,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		
9	7	給食管理システム導入業務委託(*)	4,000,000	4,000,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債 2,000,000	2,000,000	一般財源
10	1	県営農地等災害復旧事業負担金	82,500,000	749,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債 600,000	149,000	
10	1	現年度発生農業用施設補助災害復旧事業	1,110,600,000	774,768,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債 512,671,000	28,561,000	
10	2	現年度発生公共土木施設補助災害復旧事業	991,000,000	300,000,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債 49,300,000	8,461,000	
10	2	現年度発生公共土木施設単独災害復旧事業	875,600,000	875,600,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債 224,687,000	113,000	
10	2	現年度発生公園施設災害復旧工事	250,000,000	156,000,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債 84,806,000	39,594,000	
10	4	現年度発生消防施設単独災害復旧事業	7,504,000	6,525,000	国 県 その他 地方債	国 県 その他 地方債 6,500,000	25,000	
計			9,068,143,000	6,951,004,000		116,408,000	6,318,557,000	516,039,000

* 国の補正予算に伴うもの

報告第13号

令和7年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、令和7年度宇城市一般会計事故繰越しについて、次のとおり繰越計算書を調製し議会に報告する。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

令和7年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書
別紙のとおり

（提案理由）

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和7年度宇城市一般会計事故繰越しについて、繰越計算書を調製したので、議会に報告する。

令和7年度 宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年 繰越 繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	地方債	その他		
9	2	豊福小学校 埋蔵文化財 確認調査業 務委託	93,310,422	0	93,310,422	0	93,310,422	0	0	0	93,310,422	期限までに成果品 が提出されず、修 補指示書によって も契約内容に適合 しない成果品の提 出となり、業務完 了が困難となった ため	
	計		93,310,422	0	93,310,422	0	93,310,422	0	0	0	93,310,422		

報告第14号

令和7年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度宇城市下水道事業会計予算について、繰越を行ったので、次のとおり繰越計算書を作成し議会に報告する。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

令和7年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書
別紙のとおり

（提案理由）

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度宇城市下水道事業会計予算繰越について、繰越計算書を作成したので、議会に報告する。

令和7年度 宇城市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						国県補助金	企業債	その他	損益勘定留保資金		
1	資本的支出	1 建設改良費	48,000,000	14,498,000	33,330,000	0	31,600,000	0	1,730,000	172,000	更新機器における部品の調達に不測の日数を要したため
1	資本的支出	1 農業集落排水施設改良事業	114,250,000	21,004,500	92,675,000	45,392,000	21,300,000	21,300,000	4,683,000	570,500	改築工事に含まれる機械設備の納入に不測の日数を要したため
合 計			162,250,000	35,502,500	126,005,000	45,392,000	52,900,000	21,300,000	6,413,000	742,500	

報告第15号

令和7年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5第1項の規定により、宇城市が出資する宇城市土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

令和7年度宇城市土地開発公社の経営状況
別冊のとおり

（提案理由）

地方自治法第243条の3第2項の規定により、宇城市が出資する宇城市土地開発公社の令和7年度の経営状況について、地方自治法施行令第173条の5第1項で定める当該法人の事業の計画及び決算に関する書類を作成したので、議会に報告する。

議案第37号

宇城市キャリアアップ支援施設条例の制定について

宇城市キャリアアップ支援施設条例を次のように制定することとする。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市キャリアアップ支援施設条例

(設置)

第1条 市民の就業機会の拡大、デジタルスキルの向上及び地域産業の担い手の育成を図るため、キャリアアップ支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 宇城市キャリアアップ支援施設
- (2) 位置 宇城市小川町北新田1番地1 イオンモール宇城シネマ棟1階
(業務)

第3条 支援施設は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) デジタルスキル及び職業能力の向上に関する講座及び研修に関すること。
- (2) 就労、転職、起業等に関する相談支援に関すること。
- (3) 企業とのマッチング及び就業機会の創出に関すること。
- (4) コワーキングスペース等の提供による交流促進に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める業務

(休館日)

第4条 支援施設の休館日は、12月28日から1月4日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に定めることができる。

(開館時間)

第5条 支援施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(利用の許可)

第6条 支援施設の施設及び付属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、支援施設の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援施設の利用を許可しない。

(1) その利用が支援施設の設置の目的に反するとき。

(2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) その利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。

(4) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(5) その他利用させることが支援施設の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第8条 利用者は、支援施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は支援施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 支援施設の利用に係る料金（以下「使用料」という。）を納期限までに納付しないとき。

(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(5) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入館の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、支援施設への入館を拒否し、又は支援施設からの退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品又は動物を携帯する者

- (2) 感染症の疾患を有する者
- (3) 泥酔している者
- (4) その他市長が管理上支障があると認める者
(使用料)

第11条 利用者は、別表に定める使用料を、時間利用にあつては利用後に、日利用にあつては利用許可を受けたときに、月利用にあつては当該利用の開始の日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既に納付された使用料は還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 支援施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。

(指定管理者による管理)

第14条 支援施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により支援施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、支援施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により支援施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、第6条、第8条から第10条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により支援施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が支援施設の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により支援施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が支援施設の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けたものとみなす。

(指定管理者の業務)

第15条 前条第1項の規定により指定管理者に支援施設の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 支援施設の利用の許可に関する業務
- (3) 施設等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が支援施設の管理上必要と認める業務
(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に支援施設の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第17条 第11条の規定にかかわらず、支援施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、第15条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を收受させることができる。

- 2 利用料金の額は、第11条に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めた額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復の義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

- 2 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を現状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条の規定により利用の停止又は許可の取消し処分を受けたときも、同様とする。
- 3 前2項に規定する義務を履行しないときは、市においてこれを執行し、指定管理者又は利用者からその費用を徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第19条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第21条 詐欺その他不正の行為により第11条の使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

- 2 前項に定めるものを除くほか、使用料に関する手続に違反した者は、5万円以下の過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第11条関係）

利用区分				使用料		
				市内に住 所を有す る者	市外に住 所を有す る者	学生
コワーキ ングスペ ース利用 (1人に つき)	時間利用	1時間利 用	1時間に つき	300円	600円	100円
	日利用	1日利用	1日につ き	1,000円	2,000円	500円
	月利用	1月利用	1月につ き	8,000円	16,000円	4,000円
セミナー スペース 利用	時間利用 (9時～ 17時)	1時間利 用	1時間に つき	10,000円	20,000円	5,000円
	時間利用 (17時～ 21時)	1時間利 用	1時間に つき	15,000円	30,000円	7,500円

備考 1 「学生」とは、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学専修学校若しくは各種学校に在学する者又はこれらに準ずる者をいう。

2 就学年齢に達しない者の使用料は、無料とする。

(提案理由)

市民の就業機会の拡大、デジタルスキルの向上及び地域産業の担い手の育成を図ることを目的とし、イオンモール宇城にキャリアアップ支援施設を設置するに当たり、宇城市キャリアアップ支援施設条例を制定する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第38号

宇城市公共用地先行取得事業特別会計条例の制定について

宇城市公共用地先行取得事業特別会計条例を次のように制定することとする。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市公共用地先行取得事業特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得する事業（以下「公共用地先行取得事業」という。）の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、土地売払収入、一般会計及び公共用地先行取得基金（以下「基金」という。）からの繰入金、前年度からの繰越金、市債その他の収入をもってその歳入とし、公共用地先行取得事業費、一般会計繰出金、基金への積立金、市債の元利償還金その他の支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国に代わり一般国道57号宇土三角道路に係る用地先行取得事業を実施することに伴い、経理を明確にするため特別会計を設ける必要性があることから、宇城市公共用地先行取得事業特別会計条例を制定する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第39号

宇城市公共用地先行取得基金条例の制定について

宇城市公共用地先行取得基金条例を次のように制定することとする。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市公共用地先行取得基金条例

(設置)

第1条 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため宇城市公共用地先行取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国に代わり実施する一般国道57号宇土三角道路に係る用地先行取得事業の円滑な執行を図るため、基金を創設する必要性があることから、宇城市公共用地先行取得基金条例を制定する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第40号

宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月2日

宇城市長 末松 直洋

宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例

宇城市企業振興促進条例（平成20年宇城市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「工場、」を削り、「研究開発施設」の次に「、飲食施設」を、「物流施設」の次に「、商業施設、工場」を加え、同条第7号中「第3条」を「次条」に、「適用施設等」を「立地協定」に改める。

第3条の見出しを「（立地協定）」に改め、同条第1項中「次の各号のいずれか」を「規則で定めるもの」に、「この条例を適用する施設等（以下「適用施設等」という。）として指定」を「設置しようとする民間事業者と立地協定を締結」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「次の各号のいずれかに該当する施設であつて、規則で定めるものについては、適用施設等として指定」を「規則で定める施設等については、立地協定を締結」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「指定を受けよう」を「立地協定を締結しよう」に、「申請」を「事業計画を提出」に改め、同条第4項中「申請」を「提出」に、「指定を」を「立地協定を締結」に改める。

第4条第1項中「適用施設等に指定した施設等を新設又は増設する」を「立地協定を締結した」に改め、「民間事業者」の次に「（以下「立地企業」という。）」を加え、同条第2項及び第4項中「別表」を「規則」に改め、同条第5項中「適用施設等の民間事業者」を「立地企業」に改める。

第5条中「第3条第1項の規定による適用施設等の新設又は増設を行う民間事業者」を「立地企業」に改め、同条第2号中「適用」を「立地協定を締結した」に改める。

第6条の見出し中「指定」を「立地協定」に改め、同条第1項中「適用施設等を」を「立地協定を締結した施設等を」に、「適用施設等の指定」を「施設等の立地協定」

に改め、同条第2項中「適用」を「立地協定を締結した」に、「指定」を「立地協定」に改める。

第7条の見出し中「指定」を「立地協定」に改め、同条各号列記以外の部分中「適用施設等」を「立地協定を締結した施設等」に、「指定」を「立地協定」に改め、同条第1号中「適用施設等として」を「立地協定」に改め、同条第3号中「適用施設等の指定を受けた」を「立地協定を締結した」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 宇城市暴力団排除条例(平成23年宇城市条例第17号)第2条第1号から第4号までに規定する者と認められたとき。

附則第4項中「とし、別表設備投資補助金の部限度額の欄中「5,000万円」とあるのは、「2億円」を削る。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の宇城市企業振興促進条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により立地協定を締結している施設等に対する奨励措置の適用については、なお従前の例による。

(宇城市税特別措置条例の一部改正)

3 宇城市税特別措置条例(令和4年宇城市条例第12号)を次のように改正する。

第6条第1項中「第3条」を「第4条第1項第1号」に、「適用施設等として指定を受けた」を「設備投資補助金の交付の確定を受けた」に改める。

(附則第3項による一部改正に伴う経過措置)

4 前項の施行の際現に前項の規定による改正前の宇城市税特別措置条例(以下「改正前の税特措条例」という。)第6条の規定により行われている改正前の条例の規定により適用施設の指定を令和8年6月30日以前に受けた施設等に対する改正前の税特措条例における固定資産税の課税免除及び不均一課税の規定に関しては、この条例の施行後も、なお効力を有する。

(提案理由)

企業誘致及び地域が抱える課題解決のために対象産業及び補助要件を見直すことに伴い、宇城市企業振興促進条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第41号

宇城市文化財保護条例及び宇城市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について

宇城市文化財保護条例及び宇城市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

宇城市文化財保護条例及び宇城市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例

(宇城市文化財保護条例の一部改正)

第1条 宇城市文化財保護条例(平成17年宇城市条例第106号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第98条第2項」を「第182条第2項」に改める。

第2条中「第2条第1項第1号から第4号まで」を「第2条第1項各号」に、「及び記念物」を「、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群」に改める。

(宇城市文化財保護審議会条例の一部改正)

第2条 宇城市文化財保護審議会条例(平成17年宇城市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第105条」を「第190条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

条文の規定見直しに伴い、宇城市文化財保護条例及び宇城市文化財保護審議会条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第42号

権利の放棄について

次のように権利を放棄したいので、議決を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

- 1 権利の内容
損害賠償金滞納繰越分の債権（遅延損害金を含む。）
- 2 放棄する権利の金額
 - (1) 損害賠償金 31,809,723円
 - (2) 遅延損害金 4,962,789円
 - 合計 36,772,512円
- 3 相手方
宇城三角清掃社有限会社
- 4 放棄する理由
法人登記が閉鎖し、債権回収が著しく困難なため

(提案理由)

債権の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第43号

宇城市土地開発公社の解散について

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定により、宇城市土地開発公社を解散することについて、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

（提案理由）

宇城市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第10号

監査委員の選任について

下記の者を、宇城市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市松橋町
- 2 氏名 かわの まり 河野 真理
- 3 年齢 満52歳

(提案理由)

新たに市議会選任の監査委員を選任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第11号

固定資産評価員の選任について

下記の者を、固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市不知火町
- 2 氏名 たじり ゆうき 田尻 勇樹
- 3 年齢 満46歳

(提案理由)

固定資産評価員に選任するには、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第12号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、宇城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市松橋町
- 2 氏名 かわの きみあき
河野 公明
- 3 年齢 満63歳

(提案理由)

新たに農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第13号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、宇城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市小川町
- 2 氏名 もりた かよこ 森田 加代子
- 3 年齢 満74歳

(提案理由)

新たに農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第14号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、宇城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市松橋町
- 2 氏名 はるの 春野 こずえ
- 3 年齢 満70歳

(提案理由)

新たに農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第15号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、宇城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市不知火町
- 2 氏名 もりた みつる
森田 満
- 3 年齢 満61歳

(提案理由)

新たに農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第16号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、宇城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市不知火町
- 2 氏名 くすだ あきひこ 楠田 秋彦
- 3 年齢 満64歳

(提案理由)

新たに農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第17号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、宇城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市三角町
- 2 氏名 なかだ おさむ
中田 修
- 3 年齢 満59歳

(提案理由)

新たに農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第18号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、宇城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市不知火町
- 2 氏名 みやもと ふみこ 宮本 文子
- 3 年齢 満68歳

(提案理由)

新たに農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第19号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、宇城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市松橋町
- 2 氏名 やまだ てつろう 山田 哲郎
- 3 年齢 満56歳

(提案理由)

新たに農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第20号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、宇城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市小川町
- 2 氏名 いわた たけし 岩田 猛
- 3 年齢 満68歳

(提案理由)

新たに農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第21号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、宇城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市豊野町
- 2 氏名 ふじもと せいごう 藤本 正剛
- 3 年齢 満67歳

(提案理由)

新たに農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第22号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、宇城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市豊野町
- 2 氏名 すぎた まさひろ 杉田 雅宏
- 3 年齢 満63歳

(提案理由)

新たに農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第23号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、宇城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市小川町
- 2 氏名 かわた かつし
河田 克志
- 3 年齢 満49歳

(提案理由)

新たに農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第24号

農業委員会委員の任命について

下記の者を、宇城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市三角町
- 2 氏名 ごしま いっせい 五嶋 一精
- 3 年齢 満59歳

(提案理由)

新たに農業委員会委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年6月2日提出

宇城市長 末松 直洋

記

- 1 住所 熊本県宇城市小川町
- 2 氏名 ふちもと ほうじん 渕本 法仁
- 3 年齢 満65歳

（提案理由）

現委員が令和8年9月30日をもって任期満了となるため、法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要がある。

これが、この諮問を提出する理由である。

